

## オープンカウンター方式による見積合せの公示

次のとおり、オープンカウンター方式による見積合せを実施します。

令和3年2月16日

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部

本部長 田島 満信

### 1 調達内容

- (1) 調達件名 東日本賃貸住宅本部1902会議室テーブル及び椅子の購入
- (2) 調達品等の特質・数量等 仕様書による。
- (3) 納品期限 令和3年3月19日
- (4) 納入場所 独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部1902会議室  
(東京都新宿区西新宿6丁目5番1号 新宿アイランドタワー19階)

### (5) 見積方法

見積金額は、総価を記載すること。

契約の相手方の決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって決定価格とするので、見積書を提出する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。

### 2 参加資格

- (1) 独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条及び第332条の規定に該当する者でないこと。
- (2) 当機構東日本地区において、令和元・2年度物品購入等の契約に係る競争参加資格審査の業種区分「物品販売」の認定を受けていること。  
※「全省庁統一資格」は当機構の競争参加資格とは何ら関係ないため注意されたい。
- (3) 公示日から見積合せ日までの期間に、当機構から本件業務の履行場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていないこと。
- (4) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する業者若しくはこれに準ずる者でないこと。
- (5) 本公示、仕様書及びオープンカウンター方式による見積合せ説明書等を承諾していること。

### 3 見積書の提出場所等

#### (1) 見積書の提出場所及び見積手続等に関する問合せ先

〒163-1382 東京都新宿区西新宿6丁目5番1号 新宿アイランドタワー19階  
独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部 総務部経理課  
電話 03-5323-2575

#### (2) 見積書の提出期限及び提出方法

①提出期限 令和3年2月22日(月) 16時00分

②提出方法 持参又は同日同時刻必着の書留郵便による郵送とする。なお、郵送による場合は二重封筒とし、封筒の表に「オープンカウンター 見積書在中」と朱書きすること。提出場所は上記(1)と同じ。

#### (3) 見積合せの日時

見積書の提出期限後、遅滞なく実施する。

なお、見積参加者の立会は求めない。

### 4 その他

#### (1) 契約保証金 免除

#### (2) 契約書作成の要否 否

#### (3) 見積りの無効

本公示に示した競争参加資格のない者のした見積り及び見積りに関する条件に違反した見積りは無効とする。

#### (4) 契約の相手方の決定方法

独立行政法人都市再生機構会計規程第52条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な見積りを行った者を契約の相手方とする。

#### (5) 競争参加資格の認定を受けていない者の参加

上記2(2)に掲げる競争参加資格の認定を受けていない者も、上記4(2)により見積書を提出することができるが、競争に参加するためには、見積書の提出より前に当該資格審査に係る申請書を4(1)宛に提出し、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けなければならない。

#### (6) 仕様書の内容に係る質問等の受付先

3(1)と同じ。

以上

見積書様式

見 積 書

金 \_\_\_\_\_ 円也 (税抜)

ただし、(件名) 東日本賃貸住宅本部1902会議室テーブル及び椅子の購入

オープンカウンター方式による見積合せ説明書を承諾の上、見積りします。

年 月 日

住 所

会社名

代表者氏名

印

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部

本部長 田島 満信 殿

表

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部
本部長 田島 満信 殿
(件名「東日本賃貸住宅本部 1902 会議室 テーブル及び椅子の購入」見積書)

裏

封
住所・会社名
担当者氏名・連絡先
※登録番号

- ※ 競争参加資格認定通知書に記載されている登録番号を記載すること。  
なお、競争参加資格を申請中の者にあつては、「競争参加資格申請中」と記載すること。  
提出された見積書については、開封の前後を問わず、引換え、変更又は取消しをすることができないので注意すること。

## 仕 様 書

### 1 件名

東日本賃貸住宅本部 1902 会議室テーブル及び椅子の購入

### 2 購入品名及び数量一覧

調達物品	メーカー	型番	数量
1902 会議室用会議テーブル	ITOKI	THT-184KS-WM	6
1902 会議室用椅子	ITOKI	KLD515DL-T1T1C4	18

### 3 納入期限

令和3年3月19日（金）まで。

決定後速やかに、発注者が指定する担当者と調整の上、日時を決定すること。

### 4 納入場所

東京都新宿区西新宿6-5-1 新宿アイランドタワー19階

### 5 仕様等

- (1) 納入品は新品とする。
- (2) 受注者は、落札後速やかに、納入品に係る製造メーカー発行の出荷証明書（任意様式を発注者に提出すること。

### 6 納入方法

- (1) 受注者は、発注者が指定する納入先の担当者と調整の上、納入日時を決定すること。  
また、詳細は担当者の指示に従うこと。
- (2) 納入は発注者の業務時間内（平日の9時15分から17時40分。ただし12時から13時の間を除く。）とするが、納入先の担当者が特に指定する場合は、業務時間外に実施することがある。なお、発注者の業務に支障が生じないよう円滑に行うこと。
- (3) 納入品は直ちに使用できる状態として、発注者が指定する場所まで運搬し、設置すること。
- (4) 受注者は、納入品の搬入及び設置にあたって十分な養生を行い、納入先の建物や什器等に汚損・棄損等がないよう注意すること。万一損害を与えた場合は、受注者

の負担によって直ちに原状回復を行うこと。配送料、組み立て及び施工費等必要となる費用について、全て受注者の負担とする。梱包及び養生資材等は受注者が責任を持って持ち帰り、処分すること。

- (5) 搬入にあたっては、納入先の各ビル等の規則、交通法規等を遵守し、他入居者、近隣等とのトラブルのないよう細心の注意を払うこと。また、必要に応じて納入先の各ビル等への届出を行うこと。

## 7 保証

- (1) 納入後1年以内に発注者の使用上の責任によらないものとみられる故障が発生した場合は、受注者は無償で修理又は交換を行うものとする。
- (2) 構造上の欠陥等により重大な故障が発生した場合は、上記(1)に関わらず、発注者と受注者が協議の上、受注者は無償で修理又は交換を行うものとする。
- (3) 納入後1年以上経過した物品においても、故障した場合に受注者はアフターサービスの窓口として迅速に対応するものとする。

以 上